

七飯町 第25号 農業委員会だより



■ 桜町 株式会社桜企画（長ねぎ管理作業）■

農業
委員会
開催
予定
会

総会は、農業委員会が処理すべき事項を審議あるいは協議し決定する場で、通常月1回開催されます。

総会名	開催日	開催場所	許可申請等締切日	現況調査
第11回	令和6年4月25日(木)	農業委員会会議室	4月11日(木)	4月18日(木)
第12回	令和6年5月27日(月)	〃	5月13日(月)	5月20日(月)
第13回	令和6年6月25日(火)	〃	6月11日(火)	6月18日(火)
第14回	令和6年7月25日(木)	〃	7月11日(木)	7月18日(木)
第15回	令和6年8月27日(火)	〃	8月13日(火)	8月20日(火)
第16回	令和6年9月25日(水)	〃	9月11日(水)	9月18日(水)
第17回	令和6年10月24日(木)	〃	10月10日(木)	10月17日(木)

※日程は都合により変更となる場合があります。最新情報は農業委員会事務局（☎65-2519）までお問い合わせください。

農業委員会総会で 決まったことを お知らせします

第4回 令和5年9月27日
農地法第4条の規定による許可申請について（農委許可）

・土地の現況証明願について 1件可決
・農地法第4条の規定による許可申請について（農委許可） 4件可決
・農用地利用集積計画の決定について（所有権移転） 2件可決
・農用地利用集積計画の決定について（利用権設定） 1件可決
・農地移動適正化斡旋申請について 1件可決

第5回 令和5年10月26日

・令和5年10月10日に提出のあった合意解約通知の成立状況の確認について 2件可決
・農地法第3条の規定による許可申請について（所有権移転） 2件可決
・農用地利用集積計画の決定について（所有権移転） 2件可決
・農用地利用集積計画の決定について（利用権設定） 1件可決
・土地の現況証明願について 6件可決

第6回 令和5年11月27日

・農地移動適正化斡旋申請について 1件可決
・令和5年10月30日ないし令和5年11月20日に提出のあった合意解約通知の成立状況の確認について 3件可決
・農地法第3条の規定による許可申請について（所有権移転） 2件可決

第7回 令和5年12月22日

・土地の現況証明願について 10件可決
・農用地利用集積計画の決定について（所有権移転） 1件可決
・農用地利用集積計画の決定について（利用権設定） 4件可決
・農地移動適正化斡旋申請について 4件可決

第8回 令和6年1月26日

・農地移動適正化斡旋申請について 5件可決
・令和5年12月13日ないし令和6年1月10日に提出のあった合意解約通知の成立状況の確認について 4件可決
・農地法第3条の規定による許可申請について（所有権移転） 1件可決
・農用地利用集積計画の決定について（所有権移転） 1件可決
・農用地利用集積計画の決定について（利用権設定） 2件可決
・土地の現況証明願について 2件可決
・農地移動適正化斡旋申請について 2件可決

農地は一度耕作をやめ
数年経てば、原形が分
からないほどに荒れて
しまいます。

所有農地を耕作・管理できない場合には、あっせん申出や機構の活用等、他の農業者との売買や賃貸借をマッチングさせる方法がありますので、農業委員会事務局までご相談下さい。

あっせん情報 (令和6年1月時点)

買いたい	借りたい	上車川	仁山下	峠	藤城	鶴野	豊島	中野	大川	飯山	緑町	鳴川	桜町	売りたい	上藤城	仁山	大沼	鶴野	豊島	中野	大川	飯山	緑町	鳴川	桜町
畑	畑	畑	畑	畑	畑	畑	畑	畑	畑	畑	畑	畑	畑	畑	畑	畑	畑	畑	畑	畑	畑	畑	畑	畑	畑
2	8	3	2	2	1	7	2	1	4	5	4	2	2	2	7	1	1	6	5	4	2	3	2	3	1
件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件

農地の売買・賃貸借の場合には、 農業委員会へご相談下さい

農地の売買・贈与・賃貸借などをする場合には、農地法第3条に基づく農業委員会の許可が必要です。この許可を受けなかった行為は、無効となりますのでご注意ください。なお、農地の売買・賃貸については農業経営基盤強化促進法に基づく方法もあります。詳しくは農業委員会までお問い合わせ下さい。

※相対取引の場合、後々トラブルの基になる恐れがありますので、農業委員会の積極的な活用をお願いいたします。

農地所有適格法人のみならずへ

「農地所有適格法人報告書」の 提出をお願いします

農地所有適格法人は、農地法第6条の規定により、毎事業年度の終了後3ヵ月以内に、農業の状況を記した「農地所有適格法人報告書」を農地の所在する全ての農業委員会に提出しなければならない義務があります（複数の市町村の農地を使用している場合には、その全ての市町村へ提出することになります）。

例えば決算期が12月末の場合には、3月末までに提出しなければなりません。

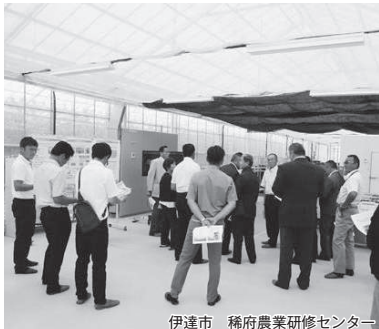
農地法では、農地所有適格法人以外の法人の原則農地の所有を認めておらず、報告書が未提出の場合は、農地所有適格法人としての資格確認ができません。また、事業状況を把握することができないため、農地台帳の整備や営農証明などの発行事務に支障がありますので、期限内の報告を宜しくお願いします。

農業委員視察研修

令和5年9月4日～5日

道内

昨年の9月4日から5日にかけて農業委員・農地利用最適化推進委員合わせて17名が視察研修を行いました。今回は、伊達市、札幌市、北広島市を訪問し、担い手の確保、育成のための研修施設や農業学習施設等、3か所を視察しました。当町における今後の農業振興のあり方を学ぶ貴重な機会となりました。



伊達市 稲府農業研修センター



株式会社桜花園



マルサン 倉田果樹園

今回の視察研修では、農福連携による農産物の生産・加工を行っている農地所有適格法人、北海道新幹線トンネル工事現場等を現地視察しました。



農業委員 池田 泰久

農業委員の声

適正価格について

全国農業新聞の購読について (お知らせ)

～毎週金曜日にお届けします 暮らしと経営に活きる情報～

全国農業新聞は、農業者の公的代表機関である農業委員会系統組織が発行する「週刊」農業総合専門誌です。

全国農業新聞

◆毎週金曜 発行
◆購読料は 月額700円 (年間8,400円)

※購読の申込み手続きなど、詳しくは農業委員会事務局 (電話65-2519) までお気軽にお問い合わせください。

農業者年金 6つのポイント

1. 農業者なら広く加入できる
2. 積立方式・確定拠出型で安定した年金財政
3. 保険料の国庫補助あり
4. 保険料は自分で選べ、いつでも見直しができる
5. 社会保険料控除など税制面での優遇措置
6. 終身年金(早く亡くなくても80歳までの分は保証付き)

■詳しくは■ 農業委員会・JA新はこだて 七飯基幹支店までどうぞ

我々農業生産者は、農産物の価格を決めることができます。農協を通して市場へ販売しているからです。今般、光熱費、肥料飼料、農業資材関係が大幅に値上がりし、農業利益を圧迫しています。ここ数年世界情勢の悪化により、輸入価格が上昇していることも原因がありますが、企業の賃金上昇に伴い加工品やサービスの価格へも転嫁も大きな要因になっているように思います。私達農家は農産物の価格を決めることができないうえ、需要と供給のバランスが悪くなると原価割れを起こしてしまい、苦勞して育てた農産物を廃棄する場合もあります。リスクとチャンスは表裏一体です。力のある農家は耐えることが出来ますが、そうでは無い農家は廃業に迫られます。農家人口を維持もしくは増加するには安定した経営力、農産物に対して適正な価格を設定しなくてはなりません。若い人たちに農業って面白いんだ、儲かるんだと思ってもらえるような仕

作況調査

町内一円で実施

令和5年9月14日

農作業の本格的な収穫を迎えた9月に、例年実施しております作況調査を行いました。町内各地の農作物の生育状況等を確認することができました。

渡島地方農業委員会連合会 現地研修会

令和5年10月18日

渡島地方農業委員会連合会の現地研修会が開催されました。今回は長万部町にて開催され、当町からは会長と事務局から1名が参加しております。

組みを考えなければ、衰退を抑えることが出来ません。一つの方法として、生産加工販売を一体として取り組み農業所得の向上を目指す6次産業化がありますが、大都市近郊であれば可能かと思いますが、人口の少ない地域では現実性がありません。どうしても市場に送って大量にさばってもらう方法がないのが実情です。このような状況で魅力ある農業を発信していくのは、大変なことだと思いますが私たちは少しでも農家離れを抑えるよう、努力していかなければならないと思います。最後に若人よ、新しい柔らかない発想の元、いかに農業がおもしろいか提案していただきたい。よろしくお願ひします。

推進委員の声



推進委員 庭田 雅他

これから

昨夏は過去に見ないほどの猛暑に見舞われ、牛たちは本来の乳量が出ず、作物は暑さから成長が前倒し。2023年は酪農に限らず野菜、米、花、果樹、全ての作物

★編集・発行

七飯町農業委員会事務局 (役場内)
〒041-1192
七飯町本町6丁目1番1号
電話番号：65-2519

★編集委員

千島 武/岩崎 和彦
宮後 英子/山川 明



に影響があった年だったと思います。現在2期4年目になり、同じ町内で農業を営むたくさんの方々の交流が増え、視察研修などを経て、今まで触れることのない現場、農園に足を運び、私自身とても新鮮で、とても勉強になる時間を過ごさせていただいています。2024年も世界情勢は落ち着かなく、大変な世界の中ではありますが、各地域の皆様とこれからも委員会を通し、七飯町の農業を盛り上げられるよう頑張っていきたいと思ひます。

令和6年4月1日から 相続登記が義務化されます。

令和6年4月1日より相続人が不動産(土地・建物)を相続で取得したことを知った日から3年以内に相続登記をすることが法律上で義務化されます。また、令和6年4月1日より前に相続した不動産も、相続登記されていないものは、義務化の対象になります(3年間の猶予期間があります)。なお、正当な理由がないのに相続登記をしない場合、10万円以下の過料が科される可能性があります。詳しくは函館地方務局(☎23-7511)までお問い合わせください。

農地の賃借料情報

七飯町内で令和5年1月から令和5年12月までに締結された賃借料水準を公表します。平成21年の農地法改正により、従来の「標準小作料制度」が廃止され、農業委員会では「農地賃借料情報の提供」を行っています。農地法第52条(情報の提供等) 農地の賃借契約をしようとする方の目安となります。

●七飯方面 本町、桜町、鳴川、緑町、飯田町、大中山、大川、中野、中島、豊田、鶴野、上藤城、藤城、峠下、仁山

●大沼方面 大沼町、上軍川、軍川、東大沼、西大沼

1 田(水稲)の部 (金額は10a当たり)

締結(公告)された地域名	平均額	最高額	最低額	件数
七飯方面	11,400円	19,940円	9,883円	35件
大沼方面	9,000円	10,000円	5,000円	14件

2 畑(普通畑)の部 (金額は10a当たり)

締結(公告)された地域名	平均額	最高額	最低額	件数
七飯方面	9,500円	10,000円	7,609円	11件
大沼方面	6,700円	10,000円	5,000円	7件

3 畑(果樹地・りんご)の部 実績なし

※1 データ数は、集計に用いた件数です。
※2 賃借料を物納支給(玄米等)としている場合は、玄米1俵(60kg)12,000円、白米1俵(60kg)20,000円に換算し算出しています。
※3 平均金額は算出結果を四捨五入し100円単位で算出しています。最高・最低額は実金額を記載しています。
※詳細については農業委員会までお問い合わせください。